

入札案内書の一部訂正について【9号物件】（令和6年12月10日（火））

【留意事項】 52ページ

訂正後	訂正前
<p>○入札物件の敷地の一部は位置指定道路となっており、所有権移転後も位置指定道路として維持管理し、通行の用に供してください。当該位置指定道路南西側は、建築基準法第43条1項本文の規定に基づく京都市建築基準条例の規定に抵触することとなる建築物の敷地があるため、道路を変更又は廃止することはできません（同法第45条第1項）。</p> <p>なお、当該位置指定道路は入札物件の隣地者(地番：211番4、211番9、211番14、<u>224番6及び224番7</u>)が生活のために利用している道路ですので、位置指定道路の取扱いについては、入札物件の隣地者と十分に協議し、同意を得てください。</p>	<p>○入札物件の敷地の一部は位置指定道路となっており、所有権移転後も位置指定道路として維持管理し、通行の用に供してください。当該位置指定道路南西側は、建築基準法第43条1項本文の規定に基づく京都市建築基準条例の規定に抵触することとなる建築物の敷地があるため、道路を変更又は廃止することはできません（同法第45条第1項）。</p> <p>なお、当該位置指定道路は入札物件の隣地者(地番：211番4、211番9 <u>及び</u> 211番14)が生活のために利用している道路ですので、位置指定道路の取扱いについては、入札物件の隣地者と十分に協議し、同意を得てください。</p>

留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札物件は、令和2年2月まで木津市営住宅として使用された後、令和4年2月まですべての建物の除去が完了し、現在更地及び一部コインパーキングとなっています。なお、コインパーキングについては、令和7年1月に契約終了予定であり、精算機、看板及び車止め等が撤去され、アスファルト舗装が残置します。 ○ フェンスや位置指定道路及び埋設管等を含めて現状有姿のまま売却します。解体・撤去に要する費用は、落札者において負担するものとし、本市は負担しません。 ○ 土壌汚染調査及び地盤に関する調査は実施しておらず、土壌汚染の存在及び地盤の状態は不明です。 ○ 登記簿謄本、公図、住宅地図及び旧土地台帳等により地歴を調査したところ、市営住宅解体時の記録が残っていない部分については、地中レーダー探査(1～3m間隔、ユーティリティスキヤンスマートシステム使用)を実施しました。地中レーダー探査の結果、位置指定道路部分及び南西端敷地(フェンスで囲まれた部分)において、管状の埋設物があることが確認されました。なお、試掘調査を実施しておらず、その他の地下埋設物(通常想定される土地の利用の妨げとなるもので、地下に存するものをいう。)の存在を否定するものではありません。地歴の調査に利用した資料及び地中レーダー探査の結果については、行財政局資産イノベーション推進室執務室内において、閲覧に供します(詳細は4ページ)。 ○ 入札物件の位置指定道路部分及び南西端敷地には給水幹線(私有管が2本存在しており、1本は本市所有、その他は隣接者所有(地番:222番3)でかつ、本市所有の私有管に接続)、下水道施設、ガス管が埋設されているほか、位置指定道路上には電柱が設置されています。 ○ 本市所有の給水幹線(昭和36年度布設、材質はVP、口径は50mmと40mm)は、すべて位置指定道路内にあり、そのうち、位置指定道路南西側に埋設されている部分は、隣接者所有(地番:222番3)の給水幹線(昭和36年度布設、材質はVP、口径は20mm)が接続されていることに加え、隣接者(地番:211番4及び211番9)が利用しています。本市所有の給水幹線について、所有権移転後は落札者で維持管理を実施してください。また、落札者は所有権移転後も、当該隣接者の給水幹線利用を継続させるとともに、当該隣接者から、給水装置の工事等に伴う同意を求められた場合は、同意してください。なお、隣接者所有(地番:222番3)の給水幹線は、入札物件の南西端の箇所(地番:227番2及び211番7の一部)にあります。 ○ 本市所有の給水幹線(位置指定道路南西側箇所を除く)については落札者の負担で撤去可能ですが、本市上下水道局(水道部水道管路管理センター給水工事課(南部担当)(Tel.075-672-3511))と必要に応じて協議してください。撤去に際しては、事前に都市計画局住宅室住宅管理課(Tel.075-222-3631)へ御連絡ください。また、入札物件に設置されている給水装置であって、今後の活用に当たり使用しない給水装置がある場合は、撤去について本市上下水道局(水道部水道管路管理センター給水工事課(南部担当)(Tel.075-672-3511))と協議してください(撤去費用については落札者負担となります)。 ○ 位置指定道路南西側及び入札物件の南西端の箇所(地番:227番2及び211番7の一部)に埋設されている公共下水道管(以下、「本市上下水道局管理の下水道施設」を指す。)は隣接者(地番:211番4、211番14、211番9及び222番3)が利用しています。また、公共下水道設置承諾書が提出されており、落札者には当該承諾書を引き継いでいただきます。本市上下水道局が公共下水道管の維持管理やその他必要な工事を実施するに当たり、敷地の一部の掘削等を必要とする場合は、当該承諾書に基づき掘削に同意してください。落札者は、当該隣接者から、取付管の工事等に伴う同意を求められた場合は、同意してください。なお、入札物件と南西側隣接地(地番:211番9)の境界から敷地側3m幅の部分(地番:227番2及び211番7の一部)については、公共下水道管の維持管理のため、建築物や外構などの構造物や草木など維持管理の妨げとなる定着物を設置することはできません。 ○ 位置指定道路北東側の公共下水道管及び位置指定道路南西側の元市営住宅用の取付管は、本物件の利用形態によって、落札者の費用負担で撤去することも可能であり、存置又は利用する場合は、上記同様に定着物の設置不可等の維持管理条件を厳守する必要があるため、今後の取扱いについては、本市上下水道局下水道部のみみ下水道管路管理センター(Tel.075-672-7787)と必要に応じて協議してください。 ○ 入札物件には、元市営住宅用の汚水樹がありますが、現在は利用されていませんので、上下水道局へ撤去申請の上、落札者の負担で撤去可能です。 ○ ガス管については、大阪ガスネットワーク(株)が所有しており、同社に敷地の一部(位置指定道路内及び南西端敷地)を貸し付けています。ガス管の一部については、隣接者(地番:224番6及び224番7)が使用しています。事業の実施に当たっては、ガス管の今後の取扱いについて、同社と必要に応じて協議してください。 ○ 電柱については、関西電力送配電(株)が所有しており、同社に敷地の一部(位置指定道路内)を貸し付けています。隣接者等への配電に使用されているため、事業の実施に当たっては、電柱の今後の取扱いについて、同社と必要に応じて協議してください。 ○ 入札物件南西側の隣接地(地番:211番4)から玄関の一部及び植栽が、隣接地(及び地番:211番14)から植栽が越境しています。詳細は、現地見学会において確認してください。また、事業の実施に当たっては、隣接者と必要に応じて協議してください。 ○ 入札物件は、京都府マルチハザード情報提供システムにおいて、浸水深3m～5m未満の洪水浸水想定区域に該当します。なお、土砂災害警戒区域等には該当していません。 ○ 入札物件の敷地の一部は位置指定道路となっており、所有権移転後も位置指定道路として維持管理し、通行の用に供してください。当該位置指定道路南西側は、建築基準法第43条1項本文の規定に基づく京都市建築基準条例の規定に抵触することとなる建築物の敷地があるため、道路を変更又は廃止することはできません(同法第45条第1項)。なお、当該位置指定道路は入札物件の隣地者(地番:211番4、211番9、211番14、224番6及び224番7)が生活のために利用している道路ですので、位置指定道路の取扱いについては、入札物件の隣地者と十分に協議し、同意を得てください。 <p>(お問合せ先 都市計画局住宅室住宅管理課 Tel.075-222-3631)</p>		
	現地見学会	有	日時